

## 別表三（二）の記載の仕方

この明細書は、平成10年改正措置法附則第20条第1項（法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する経過措置）、平成10年改正措置法令附則第17条第1項（法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する経過措置）、平成10年改正前の措置法第62条の3第1項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）、平成8年改正前の措置法第62条の3第1項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）又は平成8年改正措置法附則第15条第1項後段（土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する経過措置）の規定により法人税が課さ

れる土地等の譲渡利益金額及び税額を計算する場合に記載します。

連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

なお、平成10年1月1日から令和5年3月31日までの間にされた土地の譲渡等については、措置法第62条の3又は第68条の68の規定を適用しないこととされています。